

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に係る 関税収入減少額及び関税支払減少額 の試算について

令和3年3月

財 務 省
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定:我が国の関税収入減少額(機械的試算)
(単位:億円)

| 関税収入減少額 | | |
|---------|-----|-------|
| | 初年度 | 最終年度 |
| 農産品 | 19 | 211 |
| 米 | 0 | 0 |
| 麦 | 0 | 0 |
| 牛肉 | 0 | 0 |
| 豚肉 | 0 | 0 |
| 乳製品 | 0 | 0 |
| 砂糖 | 0 | 0 |
| その他 | 19 | 211 |
| 鉱工業品 | 418 | 2,948 |
| 合計 | 437 | 3,159 |

令和元年度の地域的な包括的経済連携(RCEP)協定署名国からの各品目の輸入実績が将来にわたって一定等の仮定のもと、各品目について「令和元年度輸入実績×(実行税率-RCEP税率)」を計算し、それらを合算したもの。(財務省試算)

なお、令和元年度の我が国の関税収入額は9,412億円(決算ベース)であり、そのうち地域的な包括的経済連携(RCEP)協定署名国からの関税収入額は5,581億円。内訳は農産品は2,181億円(米:0億円、麦:0億円、牛肉:522億円、豚肉:0億円、乳製品:167億円、砂糖:3億円)、鉱工業品は3,400億円。

(注1)実行税率とは、基本税率、暫定税率、WTO協定税率、発効済EPA税率等のうち、適用可能な最も低い税率のことをいう。発効済のEPA税率については、初年度(令和4年度と仮定)におけるEPA税率、最終年度は地域的な包括的経済連携(RCEP)協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年度(令和24年度と仮定)の税率を用いて計算している。

(注2)令和元年度のRCEP協定署名国からの関税収入額は輸入許可ベースの数字である。

(注3)輸入統計品目表に基づき、農産品(1~24類)(米(1006項)、麦(1001項及び1003項)、牛肉(0201項及び0202項)、豚肉(0203項)、乳製品(0401~0406項)、砂糖(1701項))、鉱工業品(25~97類)としている。

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定:我が国の関税支払減少額(機械的試算)

(単位:億円)

| | 関税支払減少額 | |
|-------|---------|--------|
| | 初年 | 最終年 |
| 工業製品 | 3,054 | 11,294 |
| 農林水産品 | 33 | 103 |
| 合計 | 3,087 | 11,397 |

工業製品は経済産業省及び財務省、農林水産品は農林水産省及び財務省において、「相手国への輸出実績×(MFN税率-RCEP税率)」として機械的に計算。

我が国からRCEP協定署名14か国への関税支払額は、工業製品:約1兆8,511億円、農林水産品:約169億円と試算。

(注1)MFN税率とは、国定税率(基本税率又は暫定税率)とWTO協定税率のいずれか低い税率をいう。

(注2)相手国政府統計データ(平成24年及び平成25年の平均額)等を使用し、従価税品目のみを対象としている。

(注3)初年とは、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定の発効日から1年間を想定し試算。

(注4)最終年とは、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定による関税率の引下げ等がすべて終了する年を指す。